

第16回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成23年10月27日(木) 午前10時30分～午前11時56分

2 場 所 本庁P1 会議室

3 出席者

○ 委 員 等 (敬称略)

委員長 鬼追 明夫(弁護士)

委員長代理 大久保規子(大阪大学大学院法学研究科 教授)

委員 上島 佳之(大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)

〃 佐竹 義久(大阪市PTA協議会 会長)

〃 田中 晃代(近畿大学総合社会学部 講師)

〃 吉田 豊(大阪商工会議所 地域振興部長)

○ 大 阪 市

環境局 事業部長

事業部事業管理課長

事業部事業管理課長代理

4 会議録

(事務局：事業管理課担当係長)

ただいまから第16回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部事業管理課担当係長の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、現在のところご欠席の連絡をいただいておりますのは、本庄委員でございます。本委員会は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができませんが、本日は委員7名のうち6名が出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は3名です。

それでは、これからの議事等に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：事業管理課担当係長)

議題に入らせていただきます。委員長、よろしくお願いします。

(鬼迫委員長)

それでは、この会議の進行をさせていただきます。

最初に、『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体について」であります。本委員会は、第1回の委員会開催の折に、「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、各委員のご同意を得た上で会議を公開することにいたしております。

ただ、本日最初の議案の『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体については、応募団体の個人情報も含めて審議していただくこととなりますので、この議題のみ非公開で行いたいと思いますが、確認の意味もこめて、このような会議を公開にするか非公開にするかについては大阪市の指針がございますので、これを事務局からまずご説明いただきたいと存じます。よろしくお願いします。

(事業管理課長)

おはようございます。大阪市環境局事業部事業管理課長の村上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元に配付させていただいております「審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）解釈・運用の手引」を見ていただきたいと思います。

まず、これは抜粋をしておりますのでいきなり15ページになっているんですけども、15ページを開いていただきたいと思います。この四角囲みをしているところが指針本体でございます。その下に付けております文章が、それにかかわる解説になっております。会議の公開基準として、「次のいずれかに該当するものを除き、公開するものとする」ということで、原則公開することになっておりますが、公開から除外するケースもございます。

その1つが、16ページの(1)、「会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合」のア、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報により特定の個人を識別することができるもの」とございます。次に、17ページに「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることによって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」。この場合には公開することから除くとしております。

本日の議案の『たばこ市民マナー向上エリア制度』の応募団体について」の審議は、応募団体の個人情報が含まれておりますので、この指針に基づきまして非公開の取り扱いが必要であると考えておりますが、26ページにございますように、指針では「会議の公開・非公開については、指針に基づき委員会で決定する」となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

(鬼追委員長)

ご説明に基づきまして、この議題に関して非公開の取り扱いにしたいと思います。よろしゅうございませうか。

ありがとうございます。それでは、非公開をお願いいたします。傍聴者、報道関係の方は、申し訳ございませんが、ご退席をお願いいたします。

《非公開》

(鬼追委員長)

引き続きまして、『路上喫煙禁止地区』のあり方について」の議案でございますが、まず事務局からご説明をお願いいたします。

(事業管理課長)

お手元に配付をさせていただいております「第16回大阪市路上喫煙対策委員会資料」をご参照願いたいと思います。まず、この4月に委員の方の大半がかわっていただいたということもございますので、過去の委員会での答申経過につきまして若干ご説明をさせていただ

だきたいと思います。これは、抜粋という形で記載しております。

1 ページ目ですが、平成19年4月25日に、本市のほうから「路上喫煙禁止区域」の指定に関する事、喫煙設備のあり方に関する事、それから「重点啓発推進地区」、これが今言いましたマナー向上エリアの話なんですけれども、この3点の指定につきまして本委員会に諮問をさせていただいています。1 ページは、その諮問の概要版で、その3点について答申をいただくということで取り扱いをさせていただきました。答申につきましては、3回にわたって、それぞれの項目ごとにいただいております。

2 ページは、1 点目の「路上喫煙禁止地区」の指定について答申をいただきました概要版でございます。選定の考え方につきましては、1 番目に周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域、2 番目に通行者数が比較的多い地域、3 番目に大阪市を代表する地域であって、啓発効果、PR効果の高い地域、4 番目に明確性を確保できる地域、市民などによる禁止区域の識別が容易で、過料を徴収するに当たっての無用なトラブルを回避できる地域が指定の要件としていいんじゃないかという答申をいただきました。

続いて、平成19年9月5日に、2 点目の喫煙設備のあり方について答申をいただきました。喫煙設備の設置場所といたしましては、路上喫煙マナー、モラル向上のための啓発・PR効果を持つこと、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが高い場所を選定する必要があることなどが、答申であげられております。なお、禁止区域内での喫煙設備の設置数につきましては、3カ所以内にすべきという内容の答申をいただいたところでございます。

それから、平成19年12月11日に、3 点目の「重点啓発推進地区」、現在のマナーエリアに発展することなんですけれども、これの指定について。これが諮問にかかる最終答申になるんですけれども、それをいただきました。この答申では、「路上喫煙の問題は、行政による普及啓発、規制とともに、市民や事業者の自主的な取り組みが必要であり、総合的に推進すべきものである。市民や事業者の自主的な取り組みは、誰もが参加できる広がりを持った運動として推進、発展させることが重要であり、路上喫煙マナーの向上を通じて一般的なマナーやモラルの向上、ひいては主体的なまちづくりの活動へとつながっていくことを期待する」というご提言をいただき、禁止地区が行政による規制が主たる要素であるのに対しまして、推進地区における取り組みの主体は、市民、事業者あるいはその団体と考えていくべきだと。できる限り規制を最小限にとどめながら、市民や事業者の自主的な

取り組みにより条例の実効性を確保することが望ましいということで、禁止区域をどんどん広げていくというよりは、こういう取り組みをしてモラル向上を推進していくことが望ましいという答申をいただいた。

これがこの間の委員会でご答申をいただいた流れでございます。この経過に基づいて、今後どうしていくのかというご議論をいただかないといけないと思っています。

資料8ページ、9ページをご参照願いたいと思います。前回もご質問がございましたので、他都市状況の調査をさせていただきました。

大阪市の禁止区域は、平成19年4月に条例を施行いたしました。同年7月に御堂筋及び市役所、中央公会堂周辺を路上喫煙禁止区域として指定を行いまして、同年10月から違反者に対して過料を徴収していくということでやらせていただいたところです。他都市はどうなのかという比較もしないといかんということで、前回、大阪市は「線」でやっているけど、他都市はどうなんだろうかねというご質問もございました。ここで「禁止地区の設定」の欄に「面」とか「線」という言葉を入れています。この解釈といたしましては、大阪市みたいに道路1本、御堂筋1本を禁止区域として指定している考え方については、「線」という区分をさせていただいています。一方、「面」という区分につきましては、ある一定のエリアを定めて、その中にある道路を禁止とするやり方。

「線」で設定しておりますのが、大阪市、堺市、静岡市。それ以外の都市につきましては、大体「面」という設定のされ方です。「線」か「面」かによって喫煙率がどう変わっていくのか。禁止区域内での喫煙率の変化を見ますと、現在、禁止区域で一番喫煙率が高いのは静岡市さんで約0.8%、一番低いのが堺市さんで0.16%でございます。「面」で設定されている都市で言いますと、一番高いのがさいたま市さんの0.35%、低いのは神戸市さんや北九州市さんなど5市が0.0以下で、この数字だけを見ますと、「線」より「面」でやったほうが禁止区域内の喫煙率は低くなるのかなということが見てとれると思います。

それから、設置数の関係ですけれども、禁止地区の設置につきましては、大阪市のように1カ所のところもあれば、複数設定をされているところもございます。比較しているのは、政令指定都市の中で条例があり、なおかつ過料徴収も行っている14市で、資料15番から18番の都市については、条例がないとか過料徴収をしていないということもございまして、比較対象からははずさせていただいております。14都市のうち、複数設定をされているのが9都市でございます。それぞれ喫煙率がどうなっているか。複数設定しているほうが喫煙率が下がっていくのかなと想像したんですけれども、複数だから喫煙率が低いと

か、単数だから喫煙率が高いとかいう傾向は特に見られない。設定箇所によって喫煙率が変わっていくということはあまりないのかなとは思っています。

禁止区域を設定して以降、禁止区域の拡大をどうしているのかということですが、14都市中10都市については、当初設定をされて以降、拡大をされております。ただ、何年たって拡大しているかということになると、各都市ばらばらで、設定してからちょっとして拡大しているところもあれば、月日がたってから拡大しているところもございまして、拡大のタイミングは各都市でばらばらというのがこの資料から見てとれると思います。

10ページでございすけれども、前回、ちょっとご意見もあったんですけれども、過料を取るに当たって、その人がここが禁止区域であることを知っていたのか、知らなかったのかというご意見もございましたので、前回委員会以降、7月5日から8月25日にかけて、過料徴収をする際に相手の方にご質問をさせていただきました。この間、約1,000人の過料徴収をしておりますけれども、そのうち976人の方から一応お答えはいただけました。

ここは禁止区域やと知っていた方が223人、率で言いますと23%。23%の人が、ここは禁止区域やと知りながら吸っていたということです。その方の住居地別に見ていきますと、大阪市内の方が184人いて、そのうちの65人の方は知っていた。率で言いますと約35%の方が、禁止区域ということを知っていた。それから、市外の府下の市町村に住んでいる方が130人おられました。このうち26人がご存じだったということで、率で言いますと20%の方が禁止区域ということを知っていました。それから、府外から来られた方が179人でございす。そのうち知っておられた方が12人で、7%の方がご存じであったということでございす。

これは想像どおりなんですけれども、離れていくほど認知度が低くなっている。特に府外になってくると一桁ということで、府外から来られる方はほとんどわかっていないというケースが多いのかなという調査結果でございす。これは、過料を取った人に聞いていますので、大阪市民の認知度がどうなのかということで、イコールとして使えるかどうかはちょっと疑問があります。

今日ご議論いただきたいなと思っておりますのは、この条例を施行して過料を徴収したのが平成19年10月でございす。約4年経過をしておりますので、禁止区域のあり方そのものがどうなのかということを一見直さないといけないのかなと。このままでいいということもあろうかと思っておりますけれども、禁止区域についてのご議論をいただきたい。

禁止区域の議論と言いましても、いろんな議論があると思います。禁止のエリア設定がどうなのかということ。「線」の設定がいいのか「面」の設定がいいのか、複数設定することがいいのか、いろんな議論があろうと思います。それから、現実にはエリアを設定している中で本市の取り組みのあり方、今の過料徴収の仕方がいいのかどうか、過料徴収をやっている曜日なり時間帯、それから御堂筋などはかなり広い地域になりますので、位置によっての特性とか、それにかかわる過料徴収の仕方とか啓発の仕方、禁止区域内での活動のあり方がどうかという議論もあろうかと思っています。そういう議論をしますといろんなところに広がってしまいますので、1回の議論で終わるということではなくて、継続的な議論をお願いできないかなど。本日ににつきましては、エリアの設定の仕方、要は「線」がいいか「面」がいいか、エリアをどう設定していくべきなのかということを中心に議論をいただいて、エリア内での活動のあり方は、できましたら次回以降の議論にさせていただきたいと思います。

それと、いろんな判断をしていく上におきましては、今日お出ししている資料ではおそらく足りないと思っています。今日の資料は、あくまでも禁止区域内での喫煙率の推移です。もともと禁止区域を設定した考え方は、過去の答申を説明させていただいたんですけども、禁止区域を設定して止めていくというよりは、そういうことを使って市内全体のモラルを上げていこうという答申内容をいただいています。それなら、禁止区域でやってきたことが市域全体にどういう影響を与えているのかということもある程度数値的にお示ししながら、議論をしていかないといけないと思っています。そのへんの資料、大阪市的にはなんぼか資料をとっていつていますが、他都市さんは、禁止区域内の資料はとっておられますが、禁止区域外の喫煙率資料をあまりとっておられないようなので、どこまで他都市の状況が把握できるかわかりませんが、できる範囲でそういう資料もそろえた上で、またご議論をいただきたいと考えております。本日ににつきましては、そういうこととしてご議論をいただきたいということで、委員長のほうで取り扱っていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

約15分残されておりますけれども、禁止区域についての考え方の問題。大阪のことでございまして、御堂筋だけでは不十分じゃないですかという意見もあり得るかと思いますし、十分じゃないかという意見もおありかと思います。例えばスポットで言いますと、京

橋とか阿倍野というのはいかにも路上喫煙が多そうな、これは誤解かも知れませんが、そういう印象を持っております。そのへんのところを一体どうするのだろうかということなど、皆さん方、いろいろお思いになっていらっしゃる方がおありかと思しますので、忌憚なくご意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構でございますが、いかがでございますでしょうか。

(吉田委員)

委員長の最後のご指摘のように、電車が禁煙ですから、駅を降りられて周辺はやっぱり多いんですね。それは思いますから、ターミナル周辺を1つ考えていかんとあかんと思っております。

その前に、資料として教えていただきたいのは、これを見ますと、名古屋が前後でかなり劇的に減っていますよね。4.47から0.094と。先ほどは「線」と「面」の比較のご指摘があったんですが、過料のレベルとか過料の形態ですね、どの程度の頻度でやっておられるかとか、そういったこともあわせもって考えないと、単純に「面」と「線」だけでは比較し得ないんじゃないかと思っておりますので、次回、できればそういう実態につきましても。有体に言うと、かなり厳しくお金を徴収されたから下がっているんじゃないかというのが予想なんです、そのへんもちょっと解析をいただけたらと思っております。

(事業管理課長)

今おっしゃられたように、過料金額はこの中に入っていません。1,000円取るのと1万円取るのとでどう効果が変わるかということもあろうかと思っておりますので、そのへんにつきましては調査しまして、次回にお示しできるようにしたいと思います。

(鬼追委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(田中委員)

先ほど複合というお話が出ていましたけれども、それは、「線」のところと別のエリアで「面」のところがあるということですか。複合のとらえ方を聞きたいんですけども。

(事業管理課長)

複合というのは、確かなかったと思います。例えば「面」で6カ所をやったら、大体、ここ、ここみたいなね。「面」と「線」を複合しているところはなかったと思います。

(田中委員)

私も、考え方なんですけれども、これ、いろいろ考え方があると思うんですけど、過料をして果たしてモラル向上につながるのかどうかというのは、すごい疑問なんですよね。お金を取っただけで果たして向上するのかどうか。指定の仕方にこういう方法もあるかなと思ったのは、今、「線」で過料をしていますよね。その周辺を「面」で推進地区並びにモラルで皆さんに意識啓発するという、そういう複合のイメージがちょっと浮かんだんですね。「線」のところで過料をして、その周辺はどうなるんやという話になった時に、それを意識啓発という形で押さえるという指定の方法論みたいなものがいくつか展開できるんじゃないかというイメージを持っています。

(大久保委員長代理)

今のことと関連するんですけれども、禁止区域を拡大するのかどうかに関しましては、今のマナー向上エリアの効果が上がっているのかどうか。それで十分減ってきているのであれば、別にわざわざ禁止をする必要もないわけです。そこでどれくらい減っているかを調べるのは、過料のところをとらまえて90何%回答を得るのに比べると大変難しいと思うんですけれども、例えばせっかく認定団体がいるわけですから、大分減ってきているような気がするとか、あるいはマナー向上エリアで「よろしくお願いしますね」と言うと、「ここは禁煙じゃないんだから、いいじゃないか」みたいな文句を多く言われたとか、そのあたりのことを、定量的に調べるのが難しかったら定性的でもいいので、ちょっと把握してみることも必要じゃないかなと思います。

(事業管理課長)

もともと御堂筋の禁止区域の設定に当たりましては、繁華街とか中心部で設定するような頭を持っていたので、24カ所の定点調査もやっています。定点を中心部に設定した調査をやって、その調査結果をベースにしながら御堂筋という判断をしてきたんです。それは引き続きやっているんですけど、これが市内全域を代表するかどうかという話になると、非常に疑問だと。そういう数値だけではなかなか判断し難いということで、も

う一方でマナー向上エリアの関係をやるに当たりまして、そのエリア内でやっていただく前にどこか定点を決めて調査をして、実際やっていただいてから同じ定点で調査をする。使用前、使用後の効果をどう見るのかということで、実はやらせていただいています。

ただ、この向上エリア制度そのものが歴史がないもので、データの的な問題で言うと、多くのデータもございませんし、定点調査についても、年に何回もやればもっと精度の高いものになるんですけど、どうしてもそんな回数もやれない。一応なんぼかのデータがございますので、それにつきましては、次回、示せる範囲内でお示しをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(鬼追委員長)

じゃあ、お願いしておきます。

(佐竹委員)

ネットでさっと調べたら、名古屋市さんは2,000円の過料らしいです。ですので、単純に言えば、その面でこの下がり具合かなということだと思います。

僕も2回目なんですけれども、資料的に大分薄いので話が進まないのかなというところがあるんですけれども、本気でやるのかやらないのかというところからもっと考えていかないといけないんじゃないのかなとすごい感じるんですね。前回来た時も、その過料のお金在实际どういったところに使われているかという資料はまったくなかったですし、そういった部分からもう一度考えて、きちっとやっていったほうがいいのではないかなと思います。「線」や「面」というのは、これからのいろいろな話とか考え方をつくっていかないといけないでしょうけど、市としてもっとやっていくんやという思いがなければ、やっぱり進まないでしょうし、そのあたりをもうちょっと示していただければなと感じました。

(鬼追委員長)

最近、過料徴収の時のトラブルはありませんか。

(事業管理課長)

やっぱりトラブルはございます。過料徴収をすることになれば特によく言われるのは、「そんなもん、ここでたばこを吸ったらあかんで、わからへんやないか。それやったら、

もっとちゃんとわかるようにしとかんかい」的なことは、けっこう言われます。

(鬼追委員長)

それほど多くはないですか。

(事業管理課長)

率、わかる？

(事務局)

トラブルの率はちょっとわかりません。

(事業管理課長)

そういうのは、あまり取っているわけでもないのです。徴収して以降に「周知の仕方が悪い」とか「接遇が悪い」という苦情もございますけれども、過料徴収という話になると、かなり相手の方がエキサイトされるというか、ちょっと感情がたかぶられることも多いので、やっぱりトラブルは多いです。

(鬼追委員長)

最初のころは、確かに周知されていませんから多かったと思いますけど、最近では「このへんではたばこは吸えないね」みたいなことはかなり周知されてきているんじゃないのかな。詳しくは知らないにしても。

(事業管理課長)

周知という意味合いで言えば、もともとからやる時に、例えば地下鉄の入口を上がったところとか、御堂筋は大手企業さんが多いので、そこに全部行って「申し訳ございませんが、ポスター貼らせてくれませんか」。「嫌や」と言われたところもけっこうありますけれども、貼っていったりはしているんです。あと、周知の方法でもう1つ考えられるのが道路面で、道路面は国との関係もあったんですけども、市長が御堂筋はかなり話をしてはりますので、市で所管ということになってくれば、またそういう話も再度できんことはないのかなあとは思っています。周知ということなので、経費問題もあるんですけども、

やればやるほどいい。ただ、費用対効果の関係で、税を使いますので。道路面なんかでいいますと、けっこう高くつくんですわ。そのへんの経費的な問題もございます。

ある意味、わかってきていただいているとは思っているんですけどね。先ほど、調査結果が大阪市民の総体を代表するのか疑問があると言ったのは、過料逃れ、要は「知らなかった」と言うたら許してもらえらみたいなのを過料逃れをするために、「知らん」と言う方もおられるみたいなので、実際ここで示している認知度は、最低限だろうと。実際はもっと高いのかなという気はしますけれども。

(鬼追委員長)

軽犯罪法違反並みに「具体的に知らなくたって、だめですよ」というようなことが言えるかどうかね。そのへんのところはあります。

そうこうご議論いただいていますうちに55分になってまいりました。最終の締めもございますが、この際、ぜひ一言これだけは申しておきたいというご意見がございましたら、どうぞおっしゃってください。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、皆さんのご意見も大体頂戴いたしましたので、今日のご議論を禁止区域についての今後のご参考にしていただければ大変ありがたいと思います。以上で今日の委員会は終了とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

この問題はずっと継続ということになりますので、そのこともあわせてご承知おきをいただきたいと思います。

(事業管理課長)

どうもありがとうございました。次回日程でございしますが、事務局からまた事前調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それと、本日の議事録と先ほどのマナー向上の関係については、整理でき次第、送付をさせていただきますので、あわせましてよろしく願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(事務局)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり、まことにありがとうございました。引き続き次回もどうぞよろしく願いいたします。